

逗子市公共施設等総合管理計画

2017年（平成29年）3月

（2022年（令和4年）3月改訂）

逗子市

目 次

はじめに	1
【第1章】計画の位置付け、期間、対象範囲等	2
1 計画の位置付け	2
2 計画の期間	4
3 計画の進行管理	4
4 計画の対象範囲	5
5 データの推計条件等	6
【第2章】公共施設等の現状及び将来見通し	7
1 人口推計	7
(1) これまでの人口・世帯数の推移	7
(2) 将来の人口及び年齢構成と高齢化率	8
2 財政状況	9
(1) 歳入	9
(2) 歳出	10
(3) 将来の財政見通し	11
3 公共施設の状況	12
(1) 施設類型ごとの公共施設一覧と建物面積の内訳	12
(2) 公共施設の築年別整備状況	14
(3) 公共施設の耐震化の状況	15
4 将来の更新費用の推計	16
(1) 公共施設の将来の更新費用の推計	16
(2) インフラ資産の将来の更新費用の推計	17
(3) 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の推計	18
(4) 公共施設の長寿命化による将来の更新費用の推計	19
5 本市が直面する課題	20
【第3章】公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方	21
1 前提とする考え方	21
2 基本方針	21
3 実施方針	21
(1) 点検・診断等の実施方針	21
(2) 修繕・更新等の実施方針	21
(3) 安全確保の実施方針	22
(4) 耐震化の実施方針	22
(5) 長寿命化の実施方針	22
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	22
(7) 統合や廃止の推進方針	22
(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	22
4 全庁的な取組体制	23
【第4章】施設類型ごとの管理に関する基本方針	24
1 公共施設	24
(1) 行政系施設	24
(2) 公園施設	24
(3) 公営住宅	24
(4) 学校教育系施設	25
(5) その他の施設	25

2	インフラ資産	25
(1)	道路	25
(2)	橋りょう	25
(3)	河川	26
(4)	下水道	26
(5)	漁港施設	27

はじめに

我が国においては、公共施設等の多くが高度経済成長期の急激な社会環境の変化に追従する形で建設され、これらの公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。

本市においても、多くの公共施設等が高度経済成長期における人口増や行政需要の拡大を背景に昭和 40 年代半ばから昭和 60 年代にかけて整備されており、今後更新時期を迎えることとなりますが、厳しい財政状況が続く中、人口減少や少子高齢化の進展などによる公共施設等の利用需要の変化が予想されていることから、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点に立って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減し、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが重要な課題となっています。

本市では、長期的ビジョンと財政見通しを持って老朽化した施設を建て替えるという方針のもと、2008 年度（平成 20 年度）に「公共施設中長期配置構想」を策定し、逗子市行財政改革推進本部を中心に検討対象施設の決定、施設の再編・再整備を進めてきました。

2017 年（平成 29 年）3 月にこのたび、対象を、インフラ資産を含むすべての公共施設等に拡大し、老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況を把握し、総人口の見通しや施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費や充当可能な財源見込み等も勘案した中で、今後の公共施設等の管理に関する基本方針等を「逗子市公共施設等総合管理計画」として取りまとめました。

今後は、本計画に基づき、公共施設等の適正管理及び有効活用に努めてまいります。

計画策定から5年が経過し、総務省から、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～『令和』新時代：

『Society 5.0』への挑戦～」（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえつつ、見直しを行うことの重要性が示されました。

このことから、本計画に記載している事項のうち新たに盛り込むべき事項及び修正すべき事項について記述を加え、一部改訂を行います。

【第1章】計画の位置付け、期間、対象範囲等

1 計画の位置付け

公共施設等総合管理計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」における「行動計画」に位置付けられており、~~総務省からの要請により各地方公共団体が平成28年度までに策定することとされています。~~

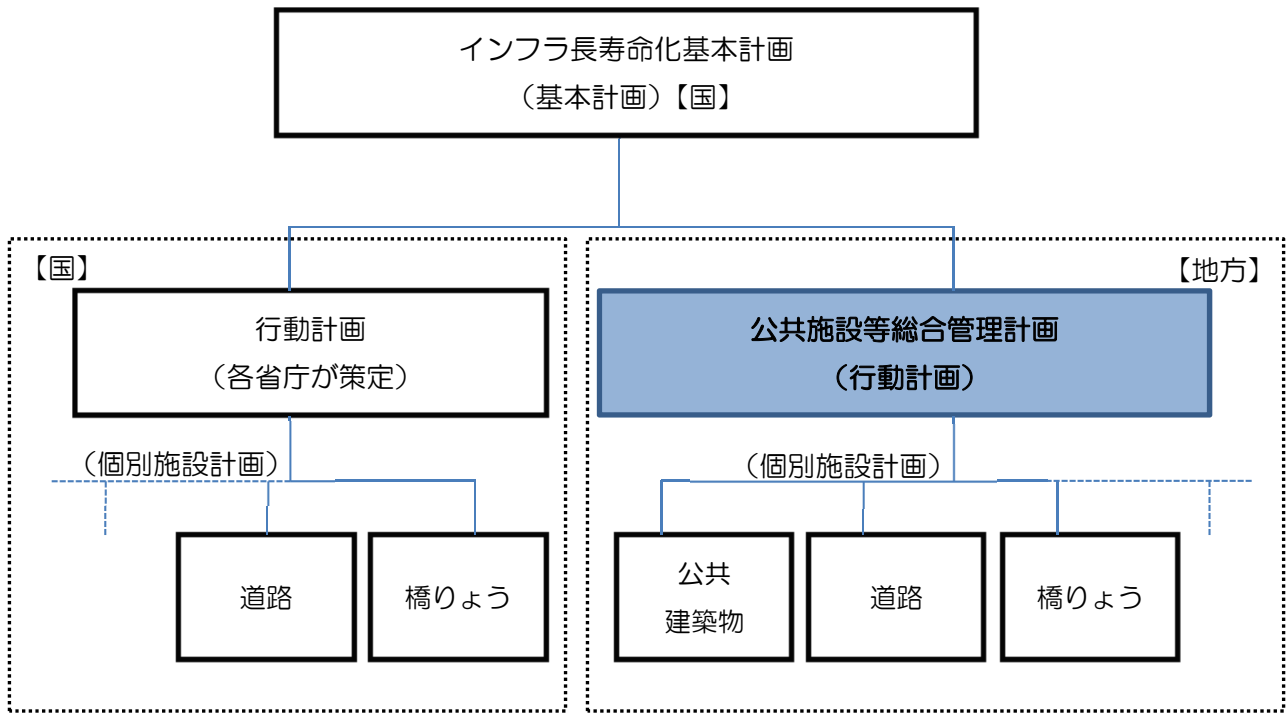
本計画は、~~逗子市行財政改革基本方針（令和元年度～令和4年度）（2015年度～2018年度）~~に定める「~~推進の4本柱~~」のひとつである「~~財政力の向上 ～財政運営自治体経営の改革～~~」について、公共施設のマネジメントの観点から実施していくための計画であり、下に示す個別施設計画との整合を図りながら、市全体の公共施設等における今後の基本的な取組方針を示すものとして策定するものです。

また、個別施設計画のないものについては、本計画の実施計画であるとして策定する「~~（仮称）逗子市公共施設整備計画~~」において具体的な取組方針を示しています。

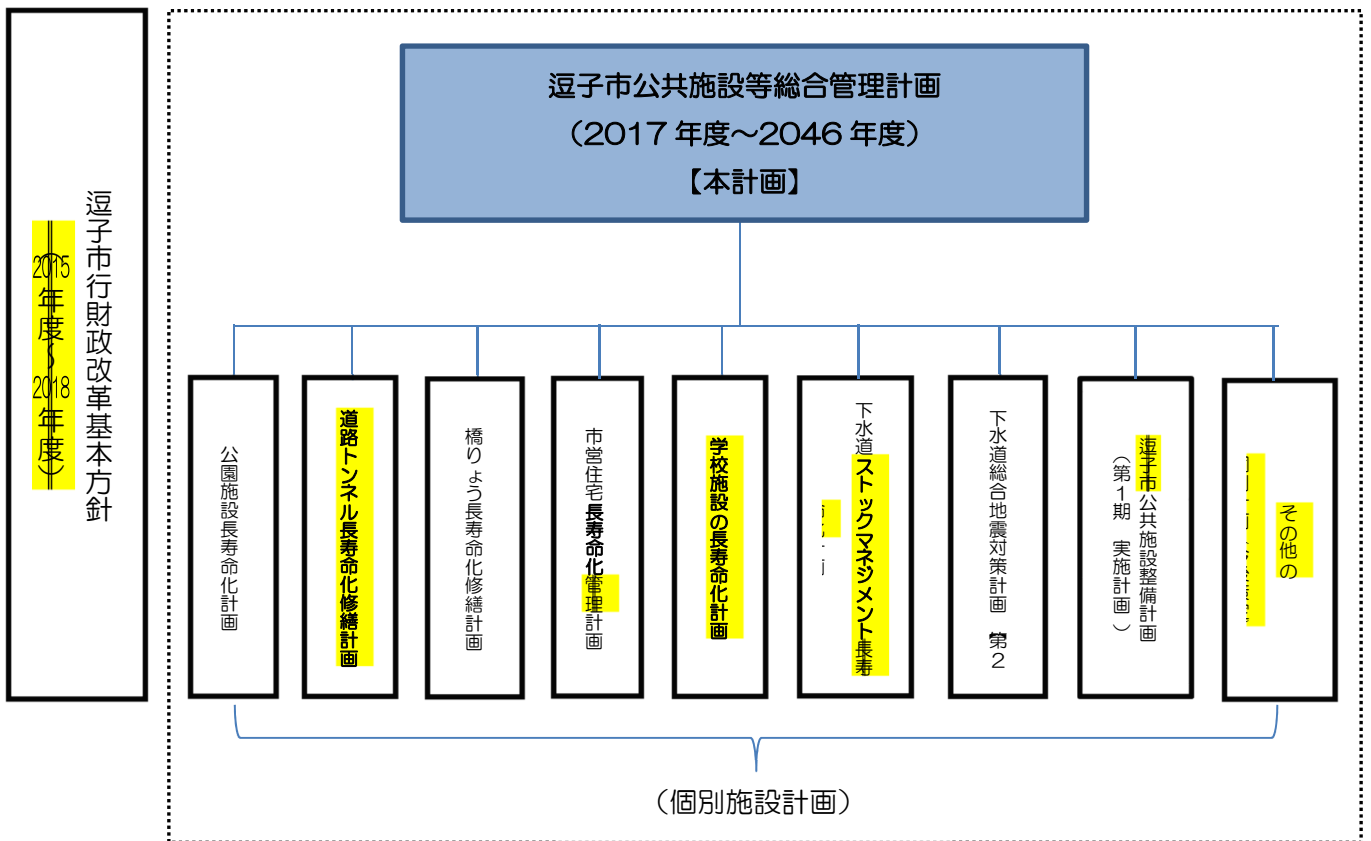
■個別施設計画（（ ）内は計画期間）

- 逗子市公園施設長寿命化計画（2015年度～2024年度）
- **逗子市道路トンネル長寿命化修繕計画**
- 逗子市橋りょう長寿命化修繕計画 ~~（2019年度～2023年度）（2015年度～2024年度）~~
- 逗子市市営住宅長寿命化管理計画 ~~（2020年度～2031年度）（2014年度～2018年度）~~
- **逗子市学校施設の長寿命化計画（2021年度～2046年度）**
- ~~逗子市下水道長寿命化計画（2013年度～2017年度）~~
- **逗子市下水道ストックマネジメント計画（2019年度～2023年度）**
- ~~逗子市下水道総合地震対策計画（2013年度～2017年度）~~
- **逗子市下水道総合地震対策計画 [第2期]（2018年度～2022年度）**
- * ~~（仮称）逗子市下水道ストックマネジメント計画~~
- ~~（計画名の前に*が付記されている計画は、現時点で策定が予定されているものです。）~~

■国の示す計画体系図



■本市の計画体系図



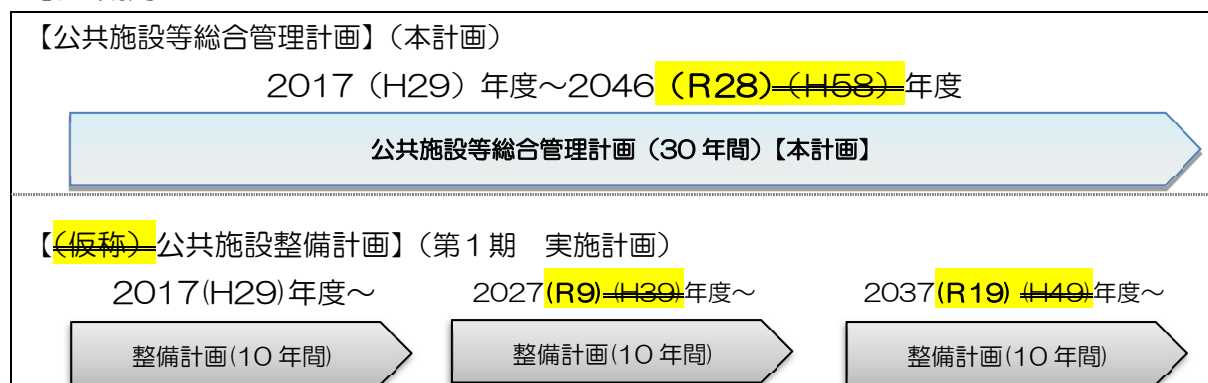
2 計画の期間

本計画の計画期間は、社会経済情勢の変化等を踏まえ必要に応じて見直しを行うことを前提に、今後公共施設等の更新費用がピークを迎えると想定される30年間とします。

また、原則として大規模な改訂は10年としますが、随時客観的に取組状況を検証し、必要に応じて単年又は数年の比較的短い期間で方針等の見直しを実施し、PDCAサイクルに沿った進捗管理体制を確立します。

~~さらに、今後、本計画の実施計画としての「~~(仮称)~~ 逗子市公共施設整備計画」はを策定しますが、~~こちらも、~~10年ごとの見直しを想定しています。~~

■計画期間



3 計画の進行管理

本計画及び~~(仮称)~~ 逗子市公共施設整備計画の進行管理は、逗子市行財政改革推進本部及び逗子市行財政改革推進懇話会を活用して行います。

4 計画の対象範囲

本計画は、本市が保有するすべての公共施設等（公共施設及びインフラ資産）を対象とし、分類は次のとおりとします。

■本計画における公共施設等の分類

公共施設等	
公共施設	(1) 行政系施設 (2) 市民文化系施設 (3) 保健・福祉施設 (4) 子育て支援施設 (5) 供給処理施設 (6) 産業系施設 (7) 公園施設 (8) 公営住宅 (9) 学校教育系施設 (10) 社会教育系施設 (11) スポーツ・レクリエーション系施設 (12) その他（上記に分類されないもの）
インフラ資産	(1) 道路 (2) 橋りょう (3) 河川 (4) 下水道（管渠・建物・プラント部） (5) 漁港

※普通財産も本計画の対象となりますが、基準日（平成28年3月31日）時点で該当はありません。

5 データの推計条件等

本計画の策定に用いたデータの推計条件は、次のとおりです。

人口推計について

推計人口（国勢調査ベース）（基準日 10月1日）とする。

財政状況について

A. 歳入歳出決算額及び市債と財政調整基金残高推移は地方財政状況調査（普通会計）による。

B. 市税収入見通し及び義務的経費支出見通しは、推計人口に基づく長期財政見通し（平成28年2月）による。

公共施設の状況

2015年度（平成27年度）末を基準日とする（2015年度（平成27年度）期首の逗子市固定資産データをベースに、同年度中の増減を反映。）。

将来更新費用の推計条件

A. 公共施設（建築物）

- ・60年更新として試算。築30年後に大規模改修し、さらに30年後に同規模で建替える。

B. 道路

- ・15年更新として試算。
- ・附属物（道路照明灯、カーブミラー、標識、ガードレール等）、法面、擁壁等は、試算の対象外とする。

C. 橋りょう

- ・60年更新として試算。大規模改修は行わないものと仮定。

D. 下水道

- ・下水道管は50年更新として試算。
- ・建築物とプラント部分は60年更新として試算。整備から30年後に大規模改修し、さらに30年後に同規模で更新する。
- ・下水道施設（管渠・建物・プラント部）は、すべてインフラ資産として計上する。

* 共通事項

- ・総務省公共施設等更新費用試算ソフト及び同仕様書に準じる。
- ・現在保有する公共施設等をすべて将来に渡って保有するものとして試算。
- ・各公共施設等の面積（下水道管は長さ）に単位面積当たり単価（下水道管は単位長さ当たり単価）を掛けたものを更新費用とする。

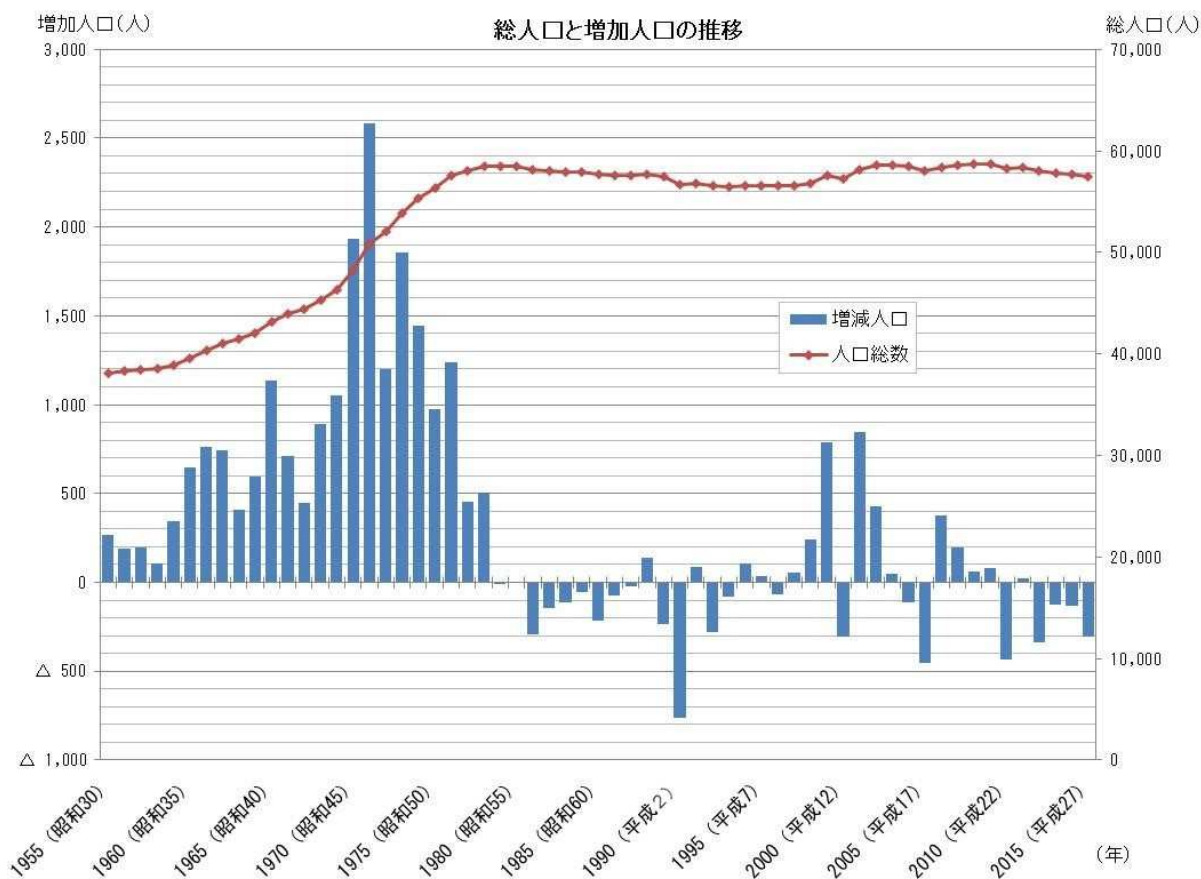
【第2章】公共施設等の現状及び将来見通し

1 人口推計

(1) これまでの人口・世帯数の推移

逗子市では、昭和40年代の宅地開発により人口が急増しましたが、昭和50年代以降、開発の規模及び件数が減少したことに伴って人口の増加が止まりました。すでに日本全体では2008年（平成20年）頃から人口減少に転じており、逗子市においても2009年（平成21年）頃から減少傾向となっています。

■総人口と増加人口の推移（「統計ずし」2015年（平成27年）版より）

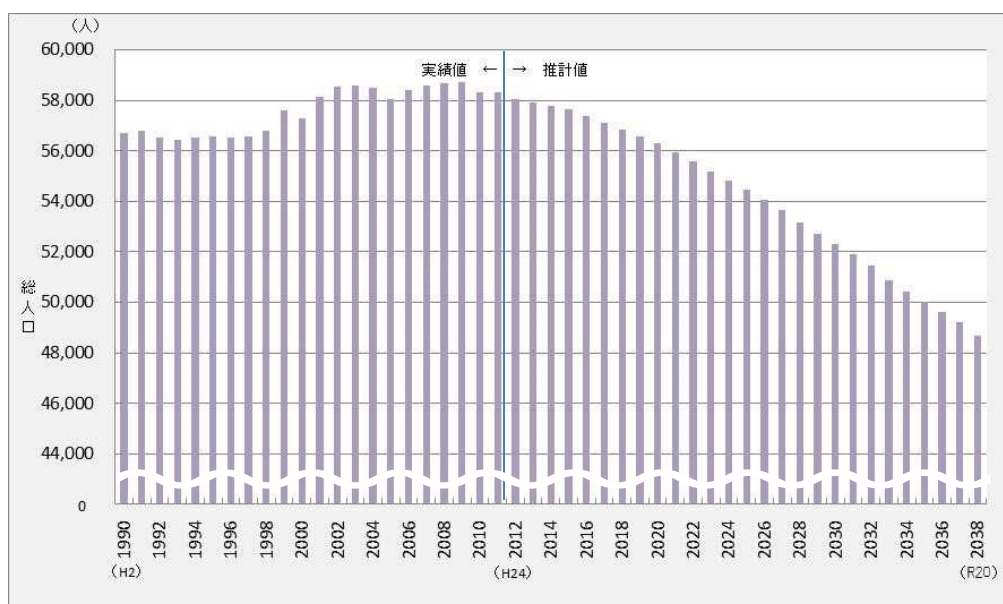


(2) 将来の人口及び年齢構成と高齢化率

逗子市の将来人口を推計すると、人口は年々減少を続け、現在の逗子市総合計画の最終年度である2038年度（令和20年度）（平成50年度）には、総人口は49,000人を下回ることが予想されます。また、高齢化率については、老年人口の増加に伴い、2038年度（令和20年度）（平成50年度）には40%を超えることが推計されます。

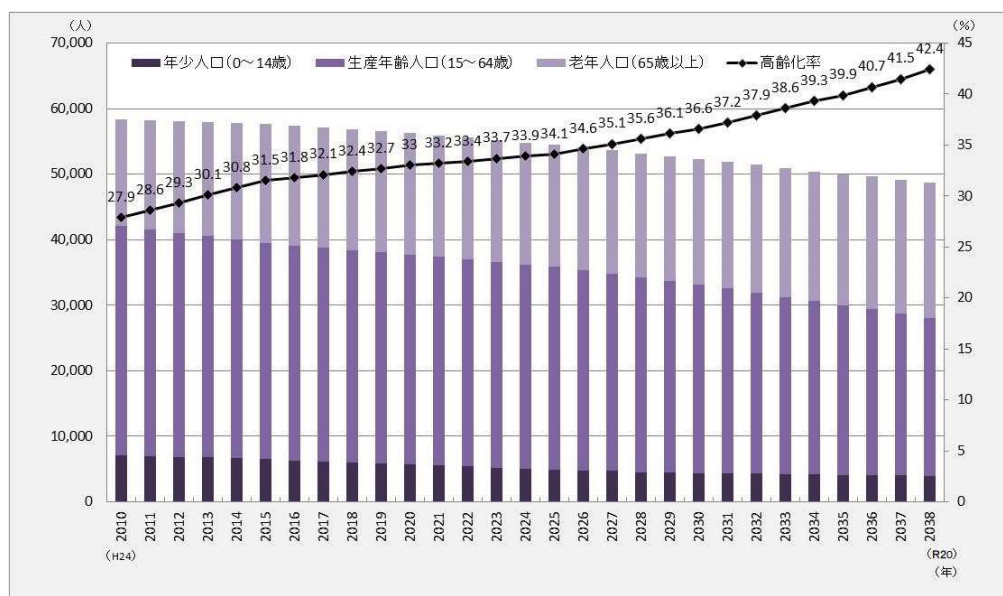
なお、逗子市人口ビジョン（2016年（平成28年）3月策定）では、本計画の終期である2045年度（令和27年度）（平成57年度）の人口が45,223人、高齢化率が約40%と推計されています。

■逗子市の将来の人口（推計）（「逗子市総合計画基本構想2015-2038」より）



■逗子市の将来の年齢構成と高齢化率（推計）

（「逗子市総合計画基本構想2015-2038」より）



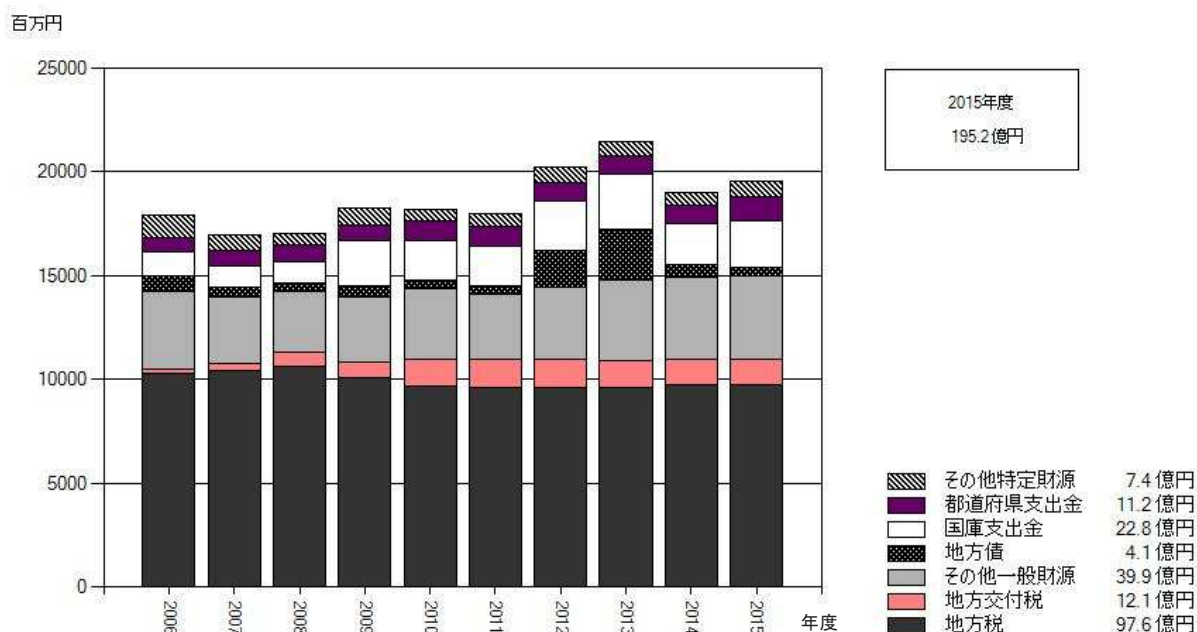
2 財政状況

(1) 歳入

一般会計の歳入決算額は、おおむね 180 億円から 190 億円台で推移していますが、社会保障費等の増加に伴い国庫支出金等が増加したため、この 10 年間は増加傾向となっています。歳入の約半分を占める市税収入は、1997 年度（平成 9 年度）をピークに右肩下がりとなっており、地方交付税と臨時財政対策債がこの財源不足を補てんしています。本市の市税の根幹を成す個人市民税は、高齢化の進展により今後も減少傾向で推移するものと思われます。国庫支出金と県支出金は増加傾向となっていますが、これは社会保障費の増加によるものです。また、2012 年度（平成 24 年度）と 2013 年度（平成 25 年度）の決算額が 200 億円を超えているのは、一般廃棄物処理施設整備事業を行ったことによるもので、これに伴い国庫支出金や地方債も増加しています。

■歳入決算額の推移（普通会計）

（総務省公共施設等更新費用試算ソフトにより作成）



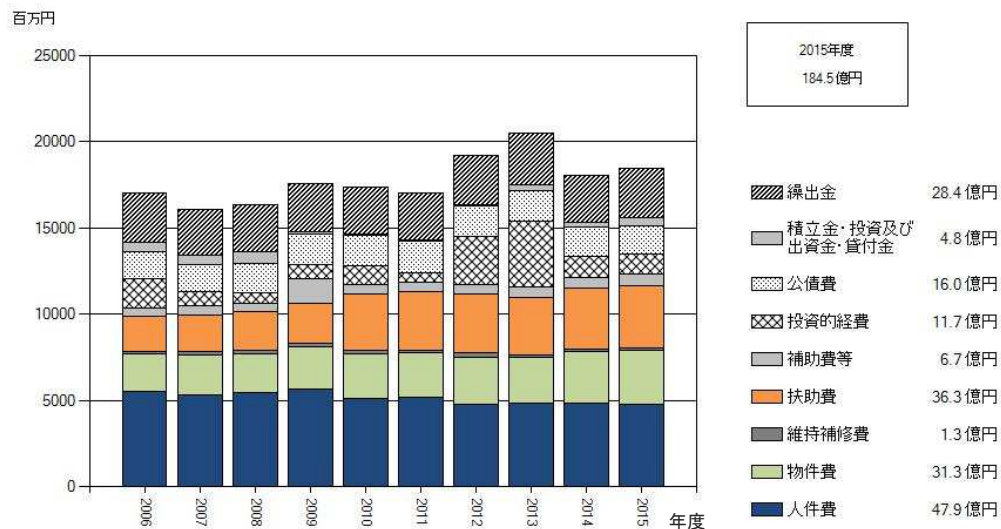
(2) 歳出

歳出決算額の推移を性質別で見ると、人件費は技能労務職員の退職者不補充等により逡減していますが、生活保護や障がい者手当、児童手当などの扶助費は高齢化の進展や少子化対策の拡充等により、この10年間で2倍近くに増加しており、歳出を押し上げる要因となっています。

市の借金の償還である公債費については、整備事業に係る起債のほか、土地開発公社健全化債、交付税の振替措置である臨時財政対策債の発行等により、決算額の約10%程度を占める状況が続いています。公共施設の整備などの投資的経費は、一般廃棄物処理施設（環境クリーンセンター）を整備した2012年度（平成24年度）～2013年度（平成25年度）に増加していますが、平年ベースではおおよそ10億円前後となっています。

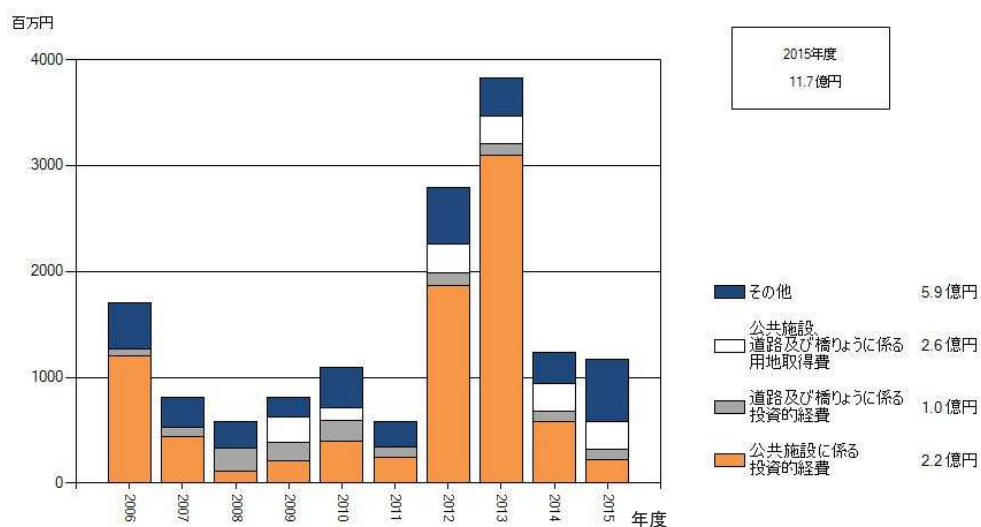
■歳出決算額（性質別）の推移（普通会計）

（総務省公共施設等更新費用試算ソフトにより作成）



■投資的経費の推移（普通会計）

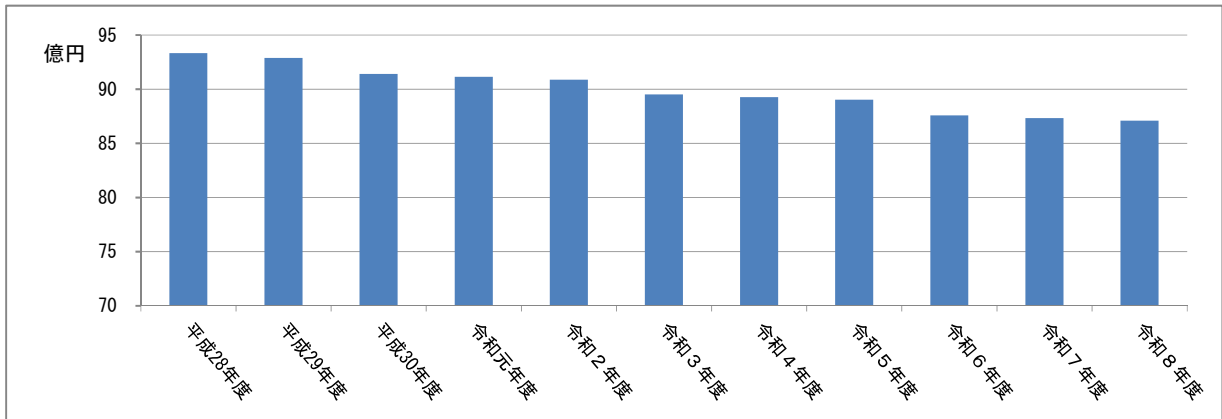
（総務省公共施設等更新費用試算ソフトにより作成）



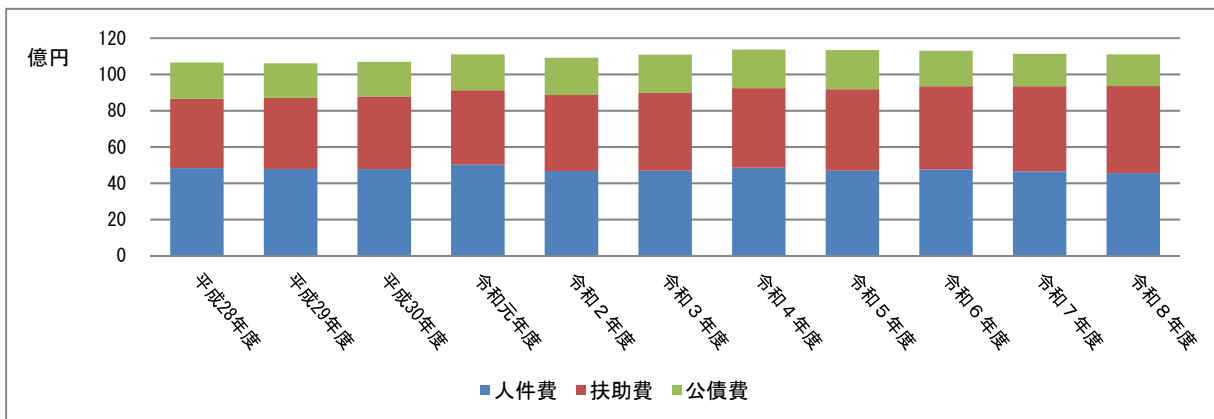
(3) 将来の財政見通し

生産年齢人口の減少に伴い市税収入は減少していくことが見込まれる一方、歳出においては、扶助費や公債費などの義務的経費が増加し、本市の財政を圧迫していくものと思われます。市税収入の減少を財政調整基金からの繰入で補う予算編成が続いていることから財政調整基金の残高も減少しており、今後も厳しい財政状況が想定されます。

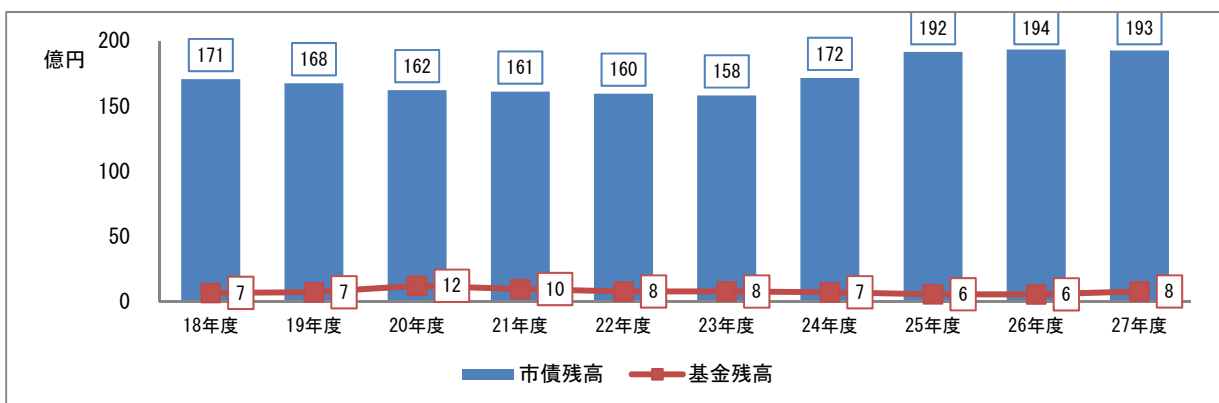
■市税収入見通し（「推計人口による長期財政見通し」（平成28年2月作成）より）



■義務的経費支出見通し（「推計人口による長期財政見通し」（平成28年2月作成）より）



■市債と財政調整基金残高推移（過去10年間実績）



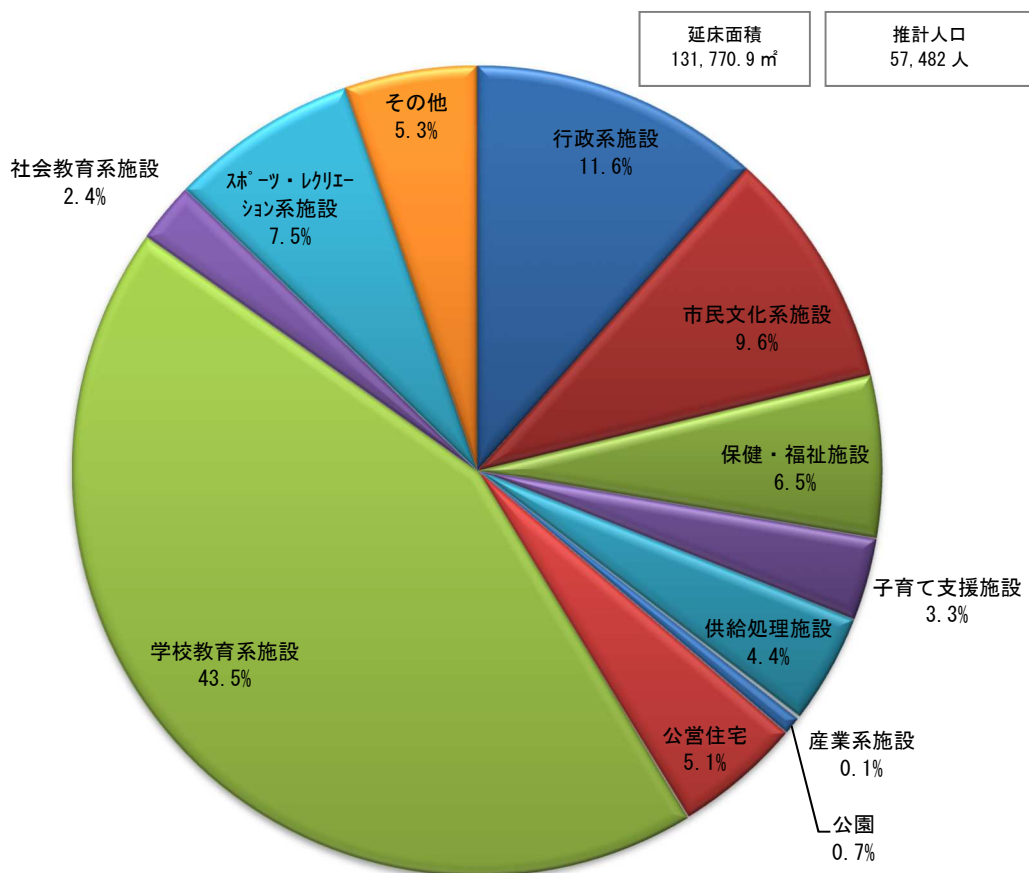
3 公共施設の状況

(1) 施設類型ごとの公共施設一覧と建物面積の内訳

本市が保有する公共施設の建物延床面積は合計約 13.2 万㎡で、市民 1 人当たり 2.29㎡です。参考に、2010 年（平成 22 年）3 月時点で東洋大学が全国 981 市町村を対象に実施した調査では、全国平均は 3.42 ㎡となっています。

全延床面積の内訳では、学校教育系施設が約 5.7 万㎡で全体の 43.5%を占めており、続いて市役所や消防の庁舎などの行政系施設（11.6%）、市民交流センターや文化プラザホールなどの市民文化系施設（9.6%）となっています。

■公共施設大分類別建物面積の内訳（2015 年度（平成 27 年度）末現在）



■公共施設大分類別対象施設及び面積（2015年度（平成27年度）末現在）

大分類	対象施設	建物面積 (㎡)
行政系施設	市役所庁舎、消防庁舎、消防分署（2か所）、 消防分団詰所（9か所）、桜山資材倉庫	15,240.43
市民文化系施設	市民交流センター、コミュニティセンター（2 か所）、地域活動センター（15か所）、文化プ ラザホール	12,596.26
保健・福祉施設	福祉会館、高齢者センター、デイサービスセン ター、こども発達支援センター、保健センター、 逗葉地域医療センター	8,594.10
子育て支援施設	保育所（2か所）、子育て支援センター、放課 後児童クラブ施設（4か所）、体験学習施設	4,281.28
供給処理施設	環境クリーンセンター、浄化センター	5,778.82
産業系施設	漁業振興センター	192.34
公園施設	公園施設	978.66
公営住宅	市営住宅（4か所）	6,655.29
学校教育系施設	学校施設（8校）、教育研究所	57,353.12
社会教育系施設	図書館、郷土資料館、文化財収蔵庫	3,204.60
スポーツ・レクリエーション系施設	市立体育館、プール（3か所）、有料運動施設 （第一運動公園、池子の森自然公園）	9,896.08
その他	公衆トイレ（11か所）、市営駐輪駐車場（2か 所）など	6,999.96
	合 計	131,770.94

■施設保有量の推移

2018年度（平成30年度）に市営桜山住宅の建替え（685.32㎡の増）などにより、次のとおり推移しています。



(2) 公共施設の築年別整備状況

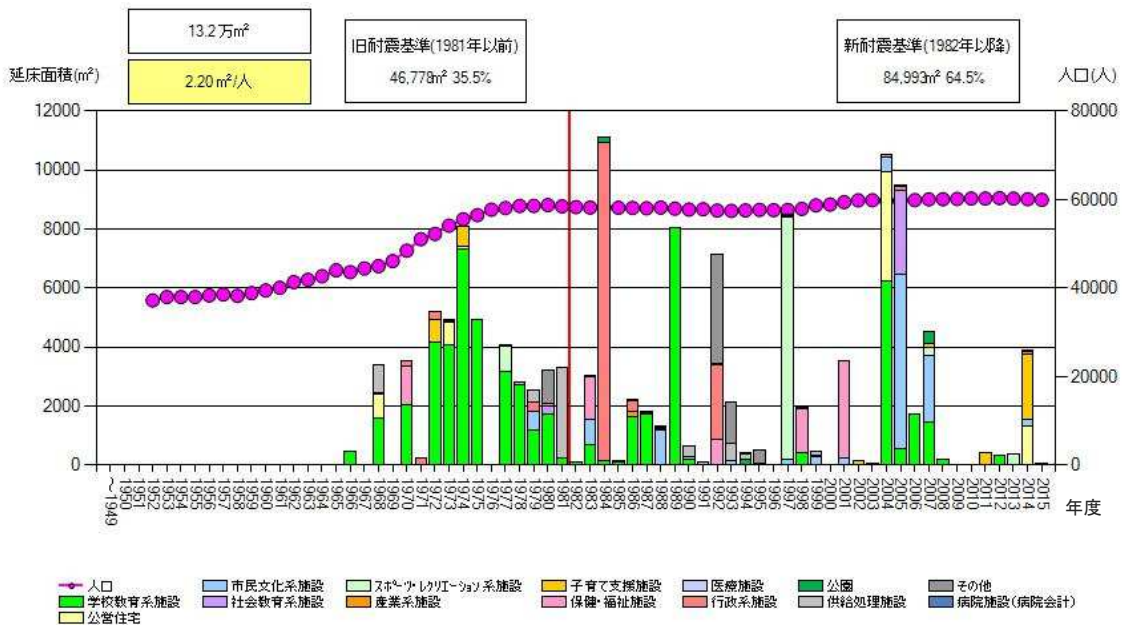
学校施設や保育所など多くの公共施設が高度経済成長期の40～50年前に、人口の急増に伴い整備されています。2015年度（平成27年度）末現在、築30年以上の公共施設が全体の建物延床面積の48.2%を占めており、老朽化の進行が深刻な状況です。参考に、国が全国111市町村を対象に2009年度（平成21年度）の公共施設について実施した調査結果の築30年以上の公共施設割合の全国平均は43.1%となっています。

近年は、子育て支援施設や市民文化系施設等の新規整備のほか、昭和20年代から昭和30年代に整備された市営住宅、学校教育系施設等の更新を実施しています。

日本建築学会による建築物の標準的な耐用年数が60年とされること及び建物附属設備や配管の耐用年数に鑑み築30年程度での大規模改修を仮定すると、今後、公共施設の大規模改修や更新が集中することが想定されます。

■公共施設年度別整備延床面積（2015年度（平成27年度）末現在）

（総務省公共施設等更新費用試算ソフトにより作成）



■有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができ、比率が高いほど資産の老朽化が進んでいることを表します。

	逗子市 有形固定資産 減価償却率	(参考) 神奈川県内 市町村平均
2015年度（平成27年度）	51.4%	56.6%
2016年度（平成28年度）	48.8%	57.7%
2017年度（平成29年度）	53.3%	58.4%

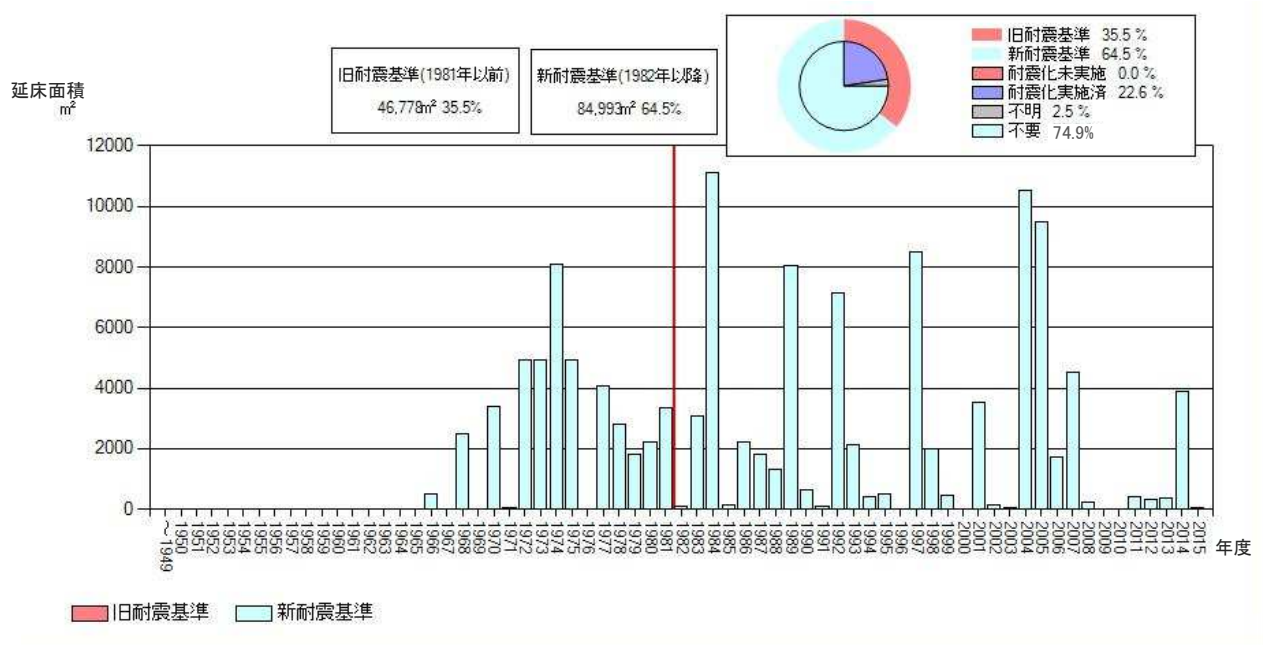
(3) 公共施設の耐震化の状況

公共施設のうち 1982 年（昭和 57 年）以降の新耐震基準で建てられた建物が全体の建物延床面積の 64.5%を占めており、それ以前の旧耐震基準に基づく建物についても、耐震診断あるいは耐震補強の対応がとられています。2015 年度（平成 27 年度）末現在、耐震補強済又は不要の公共施設の割合は、全体の建物延床面積の 97.5%となっています。

旧耐震基準に基づく建物のうち、現時点で耐震化の必要性が不明なもの（2.5%）は、多くが築 40 年を経過し施設の老朽化も進んでいることから、早急に対応する必要があります。

■公共施設年度別整備延床面積（2015 年度（平成 27 年度）末現在）

（総務省公共施設等更新費用試算ソフトにより作成）



4 将来の更新費用の推計

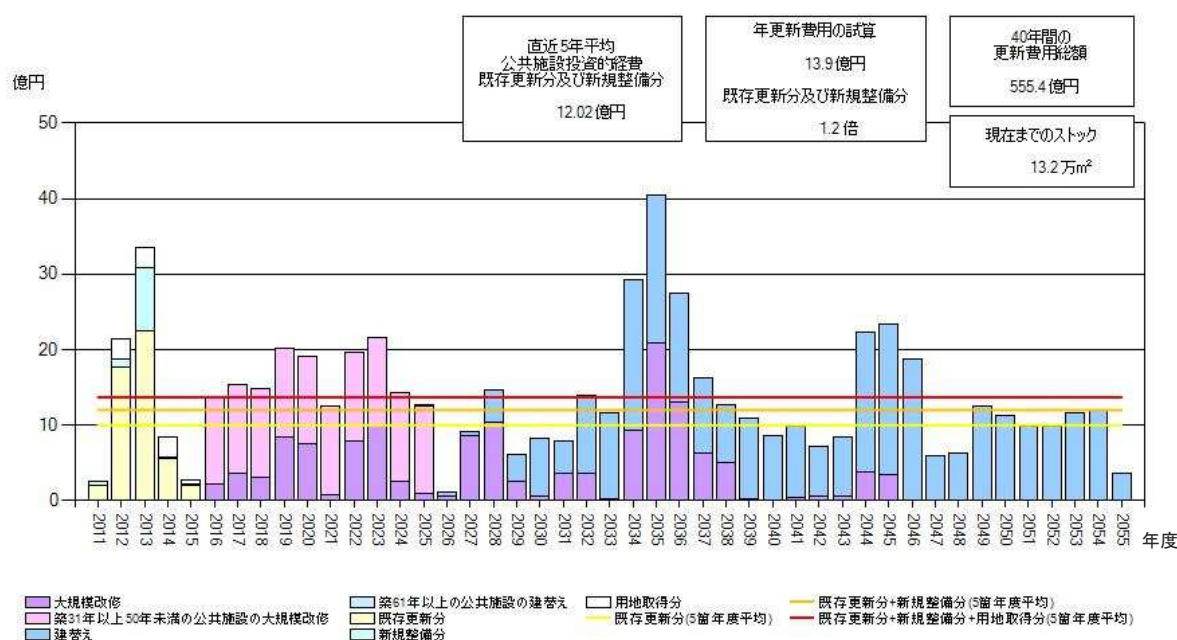
(1) 公共施設の将来の更新費用の推計

建築物の標準耐用年数を60年とし、建築から30年後に大規模改修、さらに30年後に更新するという想定で将来40年間の公共施設の修繕・更新コストを試算すると、総額555.4億円、年平均13.9億円となり、直近の5か年の公共施設に係る既存更新及び新規整備費用の平均(12.02億円)を上回る負担が見込まれます。

また、年平均の13.9億円を市民1人当たりには換算すると23.2千円となり、国の調査(2009年度(平成21年度)時点・全国111市町村対象)での全国平均である32.9千円を下回っています。

■公共施設における将来の更新費用の推計(2015年度(平成27年度)末現在)

(総務省公共施設等更新費用試算ソフトにより作成)



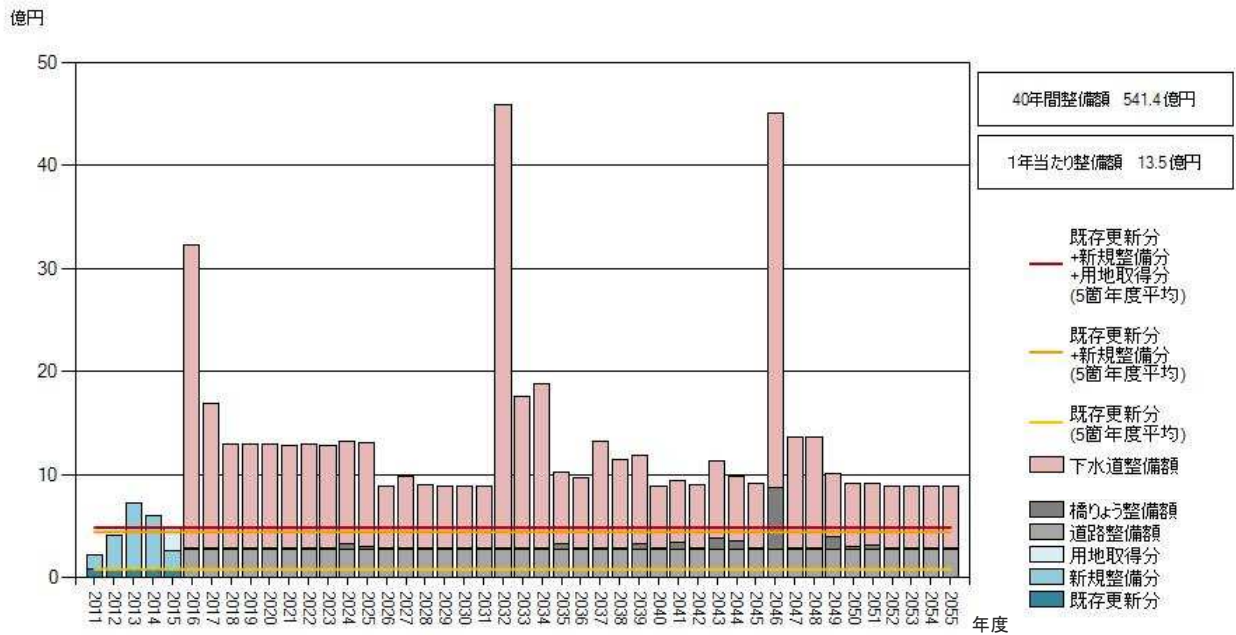
(2) インフラ資産の将来の更新費用の推計

道路、橋りょう、下水道管については、総保有面積（延長）をそれぞれの耐用年数で除した金額を毎年の更新費用とし、また、下水道施設については、公共施設と同様の考え方に基づき更新費用を試算しています。

将来 40 年間の整備費は 541.4 億円、年平均では 13.5 億円（道路 2.8 億円、橋りょう 0.4 億円、下水道 10.3 億円）となりますが、これを市民 1 人あたりに換算すると 22.5 千円となり、国の調査（2009 年度（平成 21 年度）時点・全国 111 市町村対象）での全国平均である 21.8 千円を上回っています。

下水道整備額が突出している年度は、浄水管理センターの大規模改修又は更新に当たる年度となります。

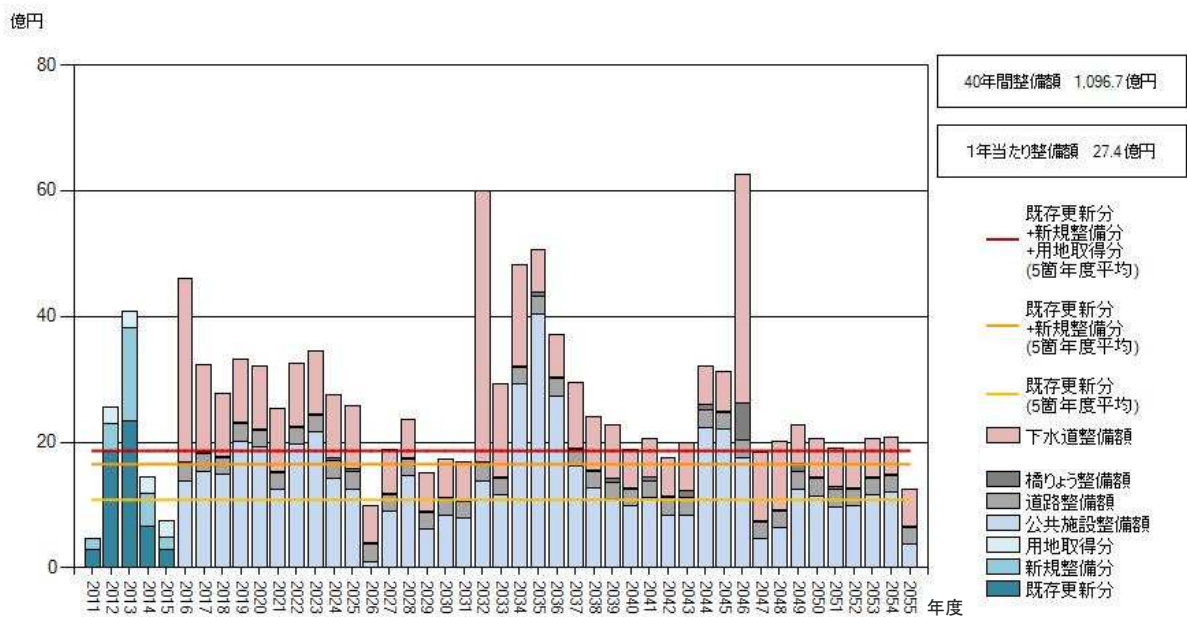
■将来の更新費用の推計（インフラ資産）（2015 年度（平成 27 年度）末現在）
（総務省公共施設等更新費用試算ソフトにより作成）



(3) 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の推計

公共施設とインフラ資産の将来更新費用を合算すると、今後 40 年間の整備費は 1,096.7 億円、年平均では 27.4 億円となり、直近の 5 年間の既存更新及び新規整備費用の平均を上回る負担となります。公共施設及びインフラ資産の更新が今後 30 年間に集中することが想定されます。

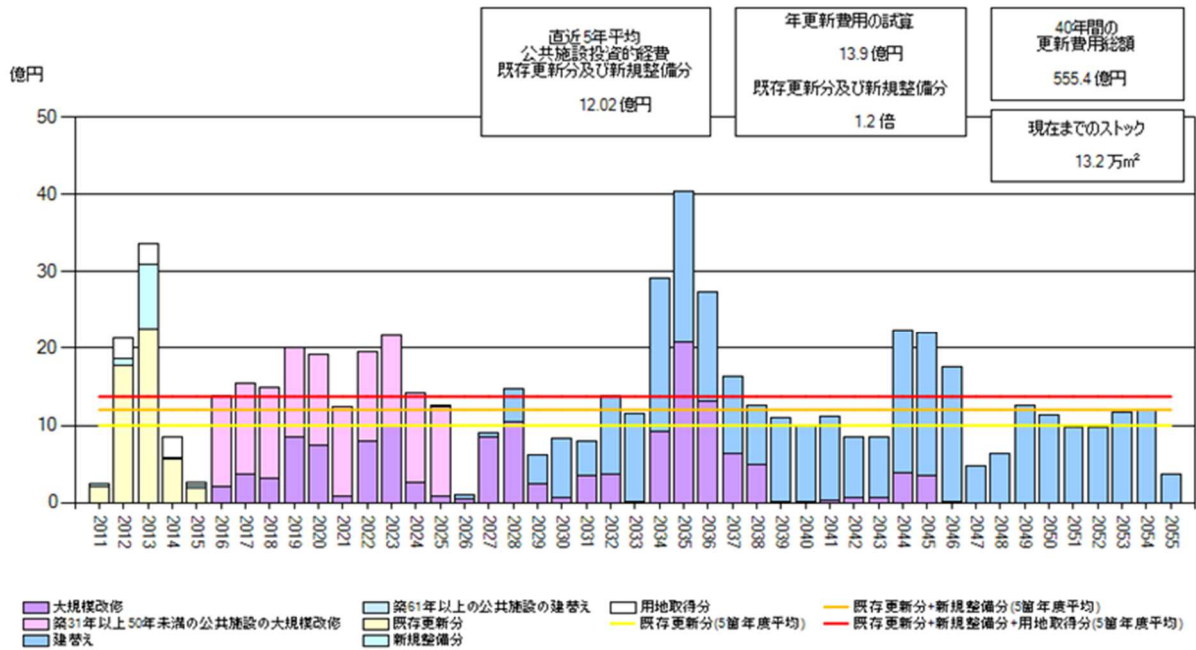
■将来の更新費用の推計（公共施設及びインフラ資産）（2015 年度（平成 27 年度）末現在）（総務省公共施設等更新費用試算ソフトにより作成）



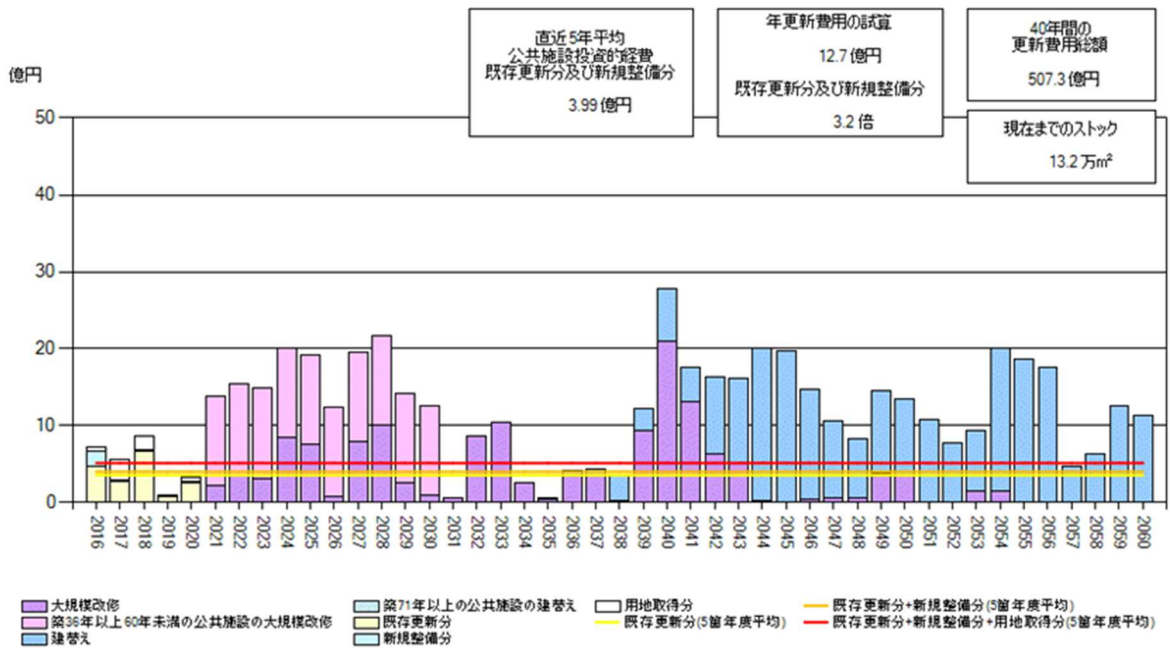
(4) 公共施設の長寿命化による将来の更新費用の推計

各個別施設計画等を踏まえた計画的な施設の点検等の実施により長寿命化を図ることで、建築物の標準耐用年数を60年から10年延ばすことが可能になると仮定した更新費用の試算結果では、年平均1.2億円、総額48.1億円の費用削減が見込まれます。

【公共施設における将来の更新費用の推計（2015年度（平成27年度）未現在）・16頁の再掲】



年更新費用 1.2億円
40年間の更新費用総額 48.1億円



なお、インフラ資産については、統廃合等による保有総量の縮減が難しいため、各個別施設設計等を踏まえた更新経費を試算していませんが、計画的な施設の点検等の実施により長寿命化を図り、更新経費の縮減が可能と考えます。

■ 公共施設の維持管理経費

施設の改修・更新に係る費用を除く、施設の運営や維持管理に係る経費は、次のとおり推移しております。

2018年度（平成30年度）	1,099,634千円
2019年度（令和元年度）	1,083,661千円
2020年度（令和2年度）	1,179,651千円

5 本市が直面する課題

人口推計、財政状況、公共施設等の状況を受け、本市が直面する課題をまとめると次のようになります。

- | | | |
|-----------|---|--------------------------------|
| ○人口推計 | ⇒ | ・人口の減少傾向、少子高齢化の進展 |
| ○財政状況 | ⇒ | ・市税の根幹を成す個人市民税の減少
・義務的経費の増加 |
| ○公共施設等の状況 | ⇒ | ・施設の老朽化の進展
・莫大な更新費用 |

【第3章】公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な

考え方

1 前提とする考え方

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針及び実施方針の策定にあたっては、前章の5「本市が直面する課題」を踏まえ、次の視点に立つことを前提とします。

- ◎今後老朽化した公共施設等の修繕・更新が集中しますが、財政状況から、これを分散させる必要があります。
- ◎財政状況から、現在保有するすべての公共施設等を現状のまま修繕・維持・更新していくことは困難です。
- ◎人口や税収が右肩下がりとなっており、社会構造の変化に対応した公共施設等のあり方を検討する必要があります。

2 基本方針

- ・ 公共施設等の修繕・更新は、予防保全の考え方に基づき計画的に実施し、施設等の長寿命化及び修繕・更新の時期の分散を図ります。
- ・ 公共施設の更新等は、既存施設の集約化・複合化・転用により対応することを基本とし、全体としての延床面積を減少させます。
- ・ 公共施設等の整備及び運用は、指定管理者制度や PFI などの民間のノウハウ・資金の活用や他の自治体との連携など、効率的かつ効果的な実施を図ります。

3 実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

予防保全の考え方に基づき適正に点検・診断等を実施し、施設等の長寿命化を図ります。公共施設等の安全を確保し、効率的に維持管理するため、法定点検・施設管理者による日常点検を適切に実施します。点検・診断等の履歴を集積し、老朽化対策に活用します。

(2) 修繕・更新等の実施方針

点検・診断等に基づく計画的に予防保全型の修繕を実施することにより、施設に係るライフサイクルコストを縮減させます。更新等に際しては、(7)-(6)統合や廃止の推進方針のもと、既存施設そのままの状態では再整備するのではなく、他の施設との集約化・複合化、他施設への転用等の可能性も視野に入れ、社会構造の変化に対応した行政サービスに適した公共施設等のあり方を改めて検討します。

また、本市が進める環境施策や景観施策にも配慮します。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険が認められた施設等については、安全性の確保を最優先とした対策を講じます。公共施設等の劣化により事故が発生すると人命や財産の損失にかかわるため、安全性に問題があることが分かった場合には、使用の中止も含めた措置を実施し市民の安全を確保します。

(4) 耐震化の実施方針

地区防災拠点や避難所に位置付けられている公共施設をはじめ、大部分の公共施設での耐震対応は終了していますが、耐震診断等が必要な公共施設が全体の2.5%となっており、他の施設との集約化・複合化、他施設への転用の可能性も視野に入れながら、早急に対応を決定します。また、インフラ資産のうち下水道については、既計画及び次期地震対策計画に基づき耐震化を実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

点検・診断等に基づいて計画的に予防保全型の修繕を実施し、ライフサイクルコストの縮減と施設の長寿命化を図ります。個別施設計画が策定済み又は今後策定する予定の施設については、計画に沿った長寿命化を進め、個別施設計画のないものについては、本計画の実施計画として策定した~~する~~「~~(仮称)~~逗子市公共施設整備計画」により、長寿命化を図ります。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の修繕や更新を行う際には、誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化を検討し、利用者の利便性や住民ニーズへの対応を図りながら施設整備を進めます。

~~(7)~~~~(6)~~ 統合や廃止の推進方針

公共施設の統合や廃止を推進する際は、施設の老朽化の度合いだけでなく、市民ニーズや適正な行政サービス水準など、社会構造の変化に対応した施設のあり方を改めて検討します。その上で公共施設の統合にあたっては施設の規模を見直します。

公共施設の統合や廃止等により不要となる土地及び建物については、民間等への売却又は譲渡を進めます。

インフラ資産については、住民生活に必要不可欠なことから、原則として統合や廃止はせず、総量を維持するものとします。

~~(8)~~~~(7)~~ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

すべての公共施設等の状況を市全体で共有し、公共施設等担当課、行財政改革担当部門、企画部門、財政部門その他関連する部局の連携のもと計画を推進し、市全体として効率的

かつ効果的な公共施設等のマネジメントを実現します。

また、10年ごとの計画の見直しはもとより、随時客観的に取組状況を検証し、計画期間中であっても、単年又は数年の比較的短い期間で方針等を見直しを実施し、PDCAサイクルに沿った進捗管理体制を確立します。

4 全庁的な取組体制

公共施設等マネジメントは、逗子市行財政改革基本方針（令和元年度～令和4年度）（令和元年10月策定）~~（2015年度～2018年度）（平成27年4月策定）~~に位置付けられた行財政改革の推進項目のひとつです。市長、副市長、教育長及び市職員からなる逗子市行財政改革推進本部を活用して本計画の進行管理を行い、個別施設計画や他の施策との整合を図りながら、全庁的な取り組みとして進めます。

また、公募市民を含む逗子市行財政改革推進懇話会にて広く意見を聴取することとします。

なお、本計画については経営企画部財政課、~~今後策定する（仮称）~~逗子市公共施設整備計画については総務部総務課が担当所管となります。

【第4章】施設類型ごとの管理に関する基本方針

1 公共施設

(1) 行政系施設

市役所庁舎、消防庁舎は市民へのサービスの拠点であるとともに、災害時の市の拠点にもなる重要な施設です。

両施設とも老朽化が進んでおり、早急な修繕計画はもとより、予防保全の考え方に基づいた大規模改修を検討していきます。また、日常的な目視による点検など、適切な点検、診断等を実施し、市民・利用者の安全確保を図ります。

(2) 公園施設

2014年（平成26年3月）に策定した逗子市公園施設長寿命化計画に沿って、日常管理を行いながら、健全度を維持している段階で修繕・補修を実施して施設の延命化を図る予防保全型の修繕の実施を徹底していきます。遊具については安全指針に基づき、年1回定期点検を実施します。また、日常的な維持管理については、施設の異常が発見された場合は、修繕・補修・部品交換又は使用の中止等の措置を実施し事故を予防します。また、使用中止とした場合は、市民ニーズを踏まえ、施設の撤去・更新について検討します。

(3) 公営住宅

平成25年度に池子住宅の建替えが完了、さらに平成30年度に桜山住宅の建替えが完了、老朽化した4団地については用途廃止し統廃合が完了しました。を進めているところです。今後の計画としては、2021年（令和3年）3月に策定した逗子市営住宅長寿命化計画2015年（平成27年）3月に策定した逗子市市営住宅管理計画において市営住宅の需要と役割を整理した上で、池子住宅、桜山住宅については、逗子市営住宅の整備に関する規則に準じていることから、高齢者対応、省エネ対応、シックハウス対応等が図られており、維持管理（保守点検・修繕対応）としています。

また、沼間南台住宅は長寿命化型改善事業として位置付け、計画的に修繕工事を行っていきます。なお、小坪滝ヶ谷第3住宅については、将来の市営住宅の需要量の算定結果及び施設の老朽化等を踏まえ、用途廃止とする予定です。築年数の浅い池子住宅（2013年度（平成25年度）建設）及び沼間南台住宅（2003年度（平成15年度）建設）を維持保全対象とし、耐用年数を超えた桜山住宅（1967年度（昭和42年度）建設）を建替え対象候補、小坪滝ヶ谷第3住宅（1972年度（昭和47年度）建設）を改善対象候補と位置付けています。

建替え及び改修にあたり、入居者の高齢化が進む中で、バリアフリー化はもちろんのこと、高齢者に対する多様なサービスが求められます。また、維持保存対象の住宅については、住宅の効用を維持するための保守点検、経常修繕及び計画修繕を適切に実施し

ていきます。

市営住宅の需要量については、推計の上、目標戸数を設定していますが、社会情勢等の変化に柔軟に対応していきます。

(4) 学校教育系施設

市立小中学校は、その多くが昭和 40 年代から昭和 50 年代に整備されており、老朽化が進んでいます。令和 2 年度に策定した「逗子市学校施設の長寿命化計画」に基づき、維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りながら、安心・安全な施設環境の確保、教育環境の質的向上、学校環境への適応性を目指した整備を行います。

また、地域活動の拠点や非常時の避難所等としての学校施設の役割も考慮し、だれもが安心して利用できるよう整備を行います。児童・生徒にとって安全で快適な学習環境を確保することはもちろん地震等の非常災害時には避難所等としても重要な役割を担っていることから、予防保全の考え方に基づき定期的な外壁塗装や屋上防水工事等を実施し、建築物躯体の強度を維持し長寿命化を図ります。また、文部科学省が作成した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」等を参考に、近年の多様な学習内容・学習形態に対応し、財政状況も見通した、安全を最優先とする整備計画の策定を進めます。

(5) その他の施設

公共施設のうち、市民文化系施設、保健・福祉施設などの市民などが利用する施設については、適切な点検・診断の実施により、市民・利用者の安全確保を図ります。老朽化が進んでいる施設の建替えや大規模改修については、他の施設との集約化・複合化、他施設への転用等の可能性も視野に入れ、社会構造の変化に対応した行政サービスの水準や公共施設のあり方を検討しながら進めます。築年数の浅い施設については予防保全の考え方に基づき適切かつ計画的な維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。

環境クリーンセンターなどの供給処理施設については、本計画の実施方針に基づき、点検・診断を実施し、予防保全の考え方に基づき、修繕・更新を実施し、施設の安全確保を図ります。

2 インフラ資産

(1) 道路

2015 年度（平成 27 年度）から、国土交通省が定めた道路ストック総点検実施要領に基づき、近接目視による 5 年に 1 回の道路ストックの点検業務を実施しています。点検結果及び施設の状況等により優先順位を決め、修繕計画を策定します。

予防保全型修繕の実施を徹底することで、今後増大が見込まれる修繕に係る費用を縮減し、トータルとしての維持管理費用を抑制します。また、安全で円滑な歩行環境の向上と歩行空間の確保、歩行者と自転車のまちとしての道路環境の改善についても配慮します。

(2) 橋りょう

2015年度（平成27年度）～2017年度（平成29年度）~~2009年度（平成21年度）～2010年度（平成22年度）~~に市内のすべての橋りょう（58橋）の点検を実施し、うち橋長15m以上の重要橋14橋について、2019年（平成31年）3月~~2013年（平成25年）3月~~に逗子市橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づく修繕に着手しています。

また、2019年度（令和元年度）~~2015年度（平成27年度）~~からの4箇年ですべての橋りょうの定期点検を実施し、~~重要橋14橋の~~長寿命化修繕計画を見直し~~すとともに、重要橋を除く44橋の長寿命化修繕計画を策定します。~~

予防保全型の修繕の実施を徹底することで、今後増大が見込まれる修繕・架替えに係る費用を縮減し、トータルとしての維持管理費用を抑制します。

（3）河川

本市が管理する河川には、準用河川及び普通河川があります。

準用河川には未改修部分がありますが、これについては計画的に整備を進め、準用河川及び普通河川の改修済部分については計画的な修繕・補修や改修による老朽化対策を適宜進めます。

（4）下水道

本市の下水道は、2002年度（平成14年度）に現在の全体計画区域864haの全域整備が完了していることから、すでに未で処理人口普及率100%に達成しています。おり、また、雨水についても整備率は99.3%に達しており、現在は維持管理の段階に入っています。管路・ポンプ場・浄水管理センターともに1970年代の供用開始後、老朽化が顕在化しており、今後もさらに進行する見込みです。

~~2013年（平成25年）に策定した逗子市下水道長寿命化計画及び逗子市下水道総合地震対策計画に基づき老朽化対策を進めているところですが、老朽化対策のうち国庫財源を必要とする事業の実施に関しては、2016年（平成28年）4月に新たに創設された新制度（下水道ストックマネジメント支援制度）に基づく計画が必要となります。本市においては、2017年度（平成29年度）～2019年度（平成31年度）を目途に（仮称）逗子市下水道ストックマネジメント計画として策定する予定です。~~

~~なお、下水道施設全体の地震対策としては、既計画に続く次期下水道総合地震対策計画を策定する予定です。~~

老朽化対策としては、2018年度（平成30年度）に策定した逗子市ストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策を順次実施しており、地震対策においては、逗子市下水道総合地震対策計画（第2期）に基づく地震対策を順次実施しています。

さらに2020年度（令和2年度）からは、将来にわたる持続可能な下水道事業を推進するため、推計年数として約20～30年後における浄水管理センターの将来像を見据えた基本構想の策定に向け作業中です。

(5) 漁港施設

2014 年度（平成 26 年度）に小坪漁港 7 施設の老朽化状況を調べる機能診断を実施し、その結果に基づき、漁港施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図るため、「小坪漁港機能保全計画」を策定しました。

機能診断を実施した 7 施設のうち、早急に復旧・修繕の対応が必要とされた 3 施設について、2016 年度（平成 28 年度）から機能保全工事に着手しています。また、早急な対応が必要でないと言われた施設も含めて、日常点検等を行い適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。

逗子市公共施設等総合管理計画
2017年（平成29年）3月
（2022年（令和4年）3月改訂）

逗子市 経営企画部 財政課
〒249-8686 神奈川県逗子市逗子 5-2-16
TEL 046-873-1111（代表）
FAX 046-873-4520
E-mail zaisei@city.zushi.**kanagawa**.jp